

わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

国保加入世帯 15,729世帯
 被保険者数 31,260人
 (平成19年1月1日現在)
 お問い合わせ先 保険課 1116
 総合支所健康福祉課
 ☎1331(内)315

ご存知ですか？

『退職者医療制度』

国保の財政支援として

国民健康保険（国保）は、加入者の疾病・負傷などに対して必要な保険給付を行っています。この財源として、加入者のみなさんからの保険料は重要な役割を果たしています。しかし、国保の加入者に

は会社などを退職した人が多いため、加入者全体に占める高齢者の割合が高く、必然的に医療費の支出も多くなり、財政を圧迫する要因となっています。

こうした国保の財政支援を目的として、「退職者医療制度」が創設されています。

対象になるのは？

国保には、自営業者や会社などを退職した人が加入する「一般国保」と、退職者医療制度の対象となる人が加入する「退職国保」の2種類があります。

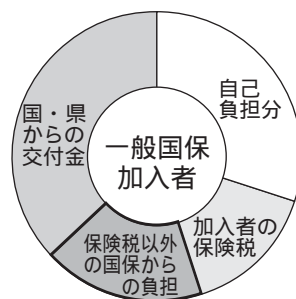
退職国保に加入することができるのは、会社などを退職して国保に加入した人（または加入する人）のうち、次の要件を満たす人とその被扶養者です。

厚生年金や各種共済年金などの年金を受けていて、その年金の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降の加入期間が10年以上ある人
 老人保健の適用を受けていない人

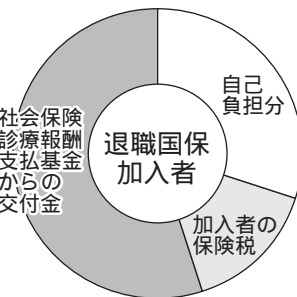
一般国保と退職国保の違いは？

一般国保、退職国保ともに加入者の保険料、医療機関受診時の負担割合、また国保制度から受けられる助成金（人

国保加入者の医療費負担の状況



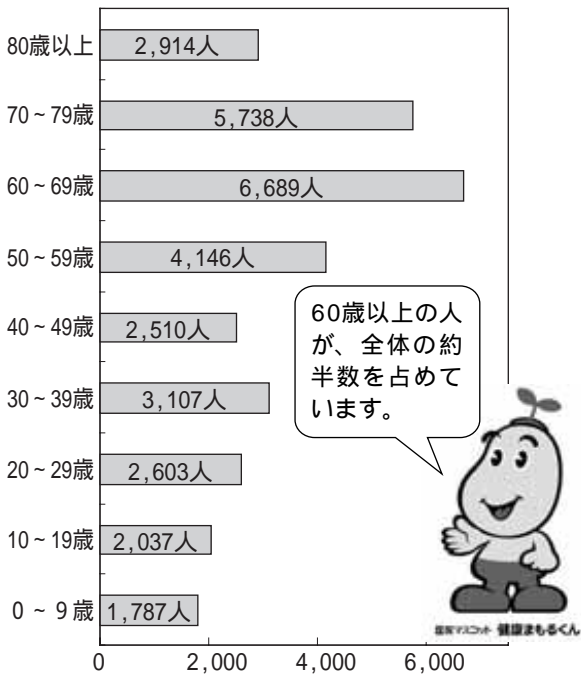
一般国保の場合、費用負担の一部が国・県からの交付金および国保からの負担などでまかなわれています。



退職国保の場合、保険料以外の国保からの負担はありません。

社会保険診療報酬支払基金とは、国保以外の保険者（社会保険等）の連合体です。

国民健康保険年齢別加入状況（本庄市）
 （平成18年10月1日現在）合計：31,531人



60歳以上の方が、全体の約半数を占めています。



間ドッグ助成金、葬祭費、高額療養費）などに違いはありません。

一般国保と退職国保の加入によって違いが出るのは、加入者が医療機関等を受診した場合の自己負担分以外の医療費負担（保険給付）です。

右の図でもわかるように、退職国保加入者が医療機関等を受診した場合、本人負担以外の医療費の大半は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金としてまかなわれるため、最終的に国保からの負担はほとんどなくなり、つまり、退職国保の加入者が多くなることによって、国保の負担が軽減され、国保財政の安定が進み、結果として保険料の値上げの抑制につながる、ということなのです。

この制度をご理解のうえ、対象となる人は、移行の手続きをお願いいたします。

届け出に必要なもの
 国保の保険証（すでに加入している人）
 印鑑
 年金証書

4月診療分
(入院分)から

高額療養費が現物給付に

経済的負担が軽減

法改正により、今年4月診療分から70歳未満の人の高額療養費（左表の本人負担限度額を超えて支払った医療費）の払い戻しが、「現物給付」によっても受けられることとなります。

1か月の本人負担限度額

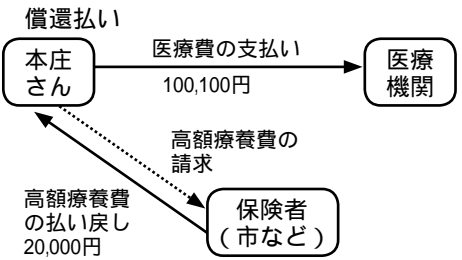
上位所得世帯	150,000円
一般世帯	80,100円
住民税非課税世帯	35,400円

上位所得世帯とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯です。

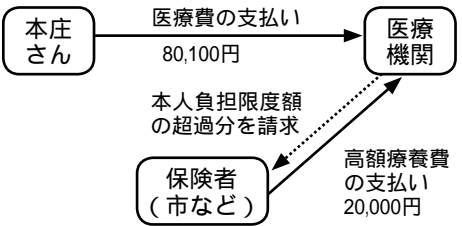
償還払いと現物給付の違い

モデルケース

本庄さん（一般世帯：本人負担限度額80,100円）が100,100円の医療費を支払う場合



現物給付



償還払いでは、一時的に全額を支払わなければなりません。現物給付では、負担限度額以上は支払う必要がありません。

現行の「償還払い」では、医療機関等で受診した場合、窓口で保険診療分の3割（3歳未満は2割）を支払い、高額療養費の該当者について、後日、本人負担限度額を超えた金額を払い戻していただきました。しかし、入院・手術などでは一度に高額な医療費の負担

がかかります。このため、こうした経済的負担の軽減を目的に、本人が負担するのは負担限度額まで、残りの医療費は保険者市などが医療機関等に支払う「現物給付」が実施されます。

「現物給付を受けるには」
「現物給付」を受けるためには、あらかじめ「負担区分証明書」の交付を受け、医療機関等の窓口で、「負担区分証明書」を提示する必要があります。

「負担区分証明書」の交付を受けられない場合や交付を受けていても提示しない場合、また保険税を滞納している世帯

については、現行どおり「償還払い」となります。

「負担区分証明書」交付の受付は4月からです

「負担区分証明書」を必要とする人は、今年4月以降に申請してください。

なお、平成18年1月1日現在において本庄市に住所がない人、未申告世帯等については、証明書の発行に数日かかりますので、あらかじめご了承ください。

申請場所 保険課、総合支所健康福祉課

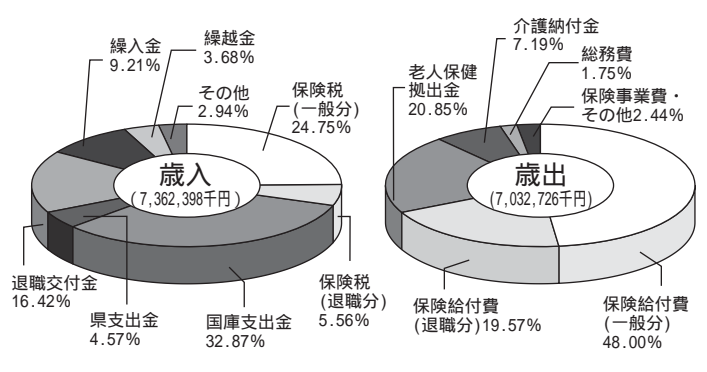
* 組合国保・社会保険・共済組合等の加入者は、各保険者へお問い合わせください。市の窓口では申請を受け付けていません。

平成17年度 国民健康保険決算状況

歳入をみると、保険税（一般・退職国保を含む）が全体の約3割を占めていて、重要な財源となっています。

歳出では、医療機関等に支払う保険給付費（一般・退職国保を含む）が全体の約7割を占めています。

国保の健全な運営を図るためには、保険税の確保と保険給付費の適正化が重要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。



健康優良世帯等を表彰



市では、1年間または3年間、加入者全員が一度も医療機関等を受診しなかった世帯と、健康づくりの推進に関して地域ぐるみで協力された団体を表彰しました。

1年表彰 486世帯
 3年表彰 37世帯

健康づくり推進協力団体 蛭川自治会

市役所の人事異動「死亡退職」
 12月29日付 小暮 浩一（教育委員会生涯学習課副参事）